

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援事業（Q&A）

① 交付対象者・交付要件について

Q①-1 中小企業者とはどのような概念ですか。

⇒ 中小企業基本法で定義する中小企業者で、具体的には以下の要件を満たす事業者になります。

業 種	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員数の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員数の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員数の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員数の数が 50 人以下の会社及び個人

（出典：中小企業庁 HP）

Q①-2 個人事業主とはどのような概念ですか。

⇒ ここでいう個人事業主とは、事業所得（製造・卸売・サービス・小売業など）のある、個人を意味します。

対象となる個人事業主は、事業所が町内にあることが必要（いわゆる町内居住者）です。町内で事業を実施されているかどうかの判断は、確定申告に記載された事業所所在地により確認します。

Q①-3 農林業は対象となりますか。

⇒ 今回の支援金に関しては、農林業を営み、農業所得の申請を行っている個人事業主の方も対象となります。

Q①-4 滞納している町税がある場合、この支援金を受け取れますか。

⇒ 申請の際に町税等の滞納がないことが交付要件です。滞納がある場合は、申請されても支援金は交付できません。

Q①-5 法人の場合、本社が町外にあり、事業所が町内にある場合は対象となりますか。

⇒ 町内に物の生産、サービスの提供等の事業活動を行っている事業所を有し、営利を目的として現に事業を営んでいる場合は、対象となります。

ただし、交付対象経費は、町内で営む事業にかかるエネルギー経費（燃料、電気、ガス）のみとなりますので、町外の事業所にかかるエネルギー経費は対象外となります。

なお、町内事業所分のエネルギー経費が確認できる書類（内訳書、元帳の写し）を添付してください。

Q①-6 申請日以降も継続して町内で事業活動等を営む意思とは、何年後までですか。

⇒ 長期化するコロナ禍における影響に加え、原油価格および物価の高騰により、厳しい状況におかれている事業者に対し、支援金を交付することにより事業継続を支援するものです。

数年後まで追跡調査を行って事業継続をしているかを確認するような性質のものではないと考えていますが、交付申請書類で事業継続の意思を示していただくことを対象事業者の要件としています。

ただし、廃業又は破産等の予定がある場合は、交付対象要件を満たさないため、交付対象外となります。

Q①-7 町内に複数の事業所があります。事業所ごとに申請はできますか。

⇒ 申請者、事業者単位となります。町内に複数の事業所があったとしても、申請は一度だけとなりますので、まとめてご申請ください。

Q①－8 開業間もない、新規創業も対象となりますか。

⇒ 申請日以前において町内で営んだ事業に関し、確定申告を行っていることが要件になります。確定申告を行っていない事業者は、交付対象外となります。

② 交付対象経費について

Q②－1 エネルギー経費とは、具体的にどのようなものですか。

⇒ エネルギー経費とは、町内にある事業所の維持管理・運営及び事業を営むために必要な車両等にかかる、燃料(ガソリン、軽油、灯油、重油)、電気、ガス(都市ガス、プロパンガス)をいいます。

Q②－2 ガソリン代を旅費交通費や消耗品費等として確定申告しています。交付対象経費となりますか。

⇒ 車両等にかかるガソリン代は交付対象経費となります。ガソリン代の内訳が確認できる書類(内訳書、元帳の写し)を添付してください。
なお、燃料費のみ対象となりますので、そのほかの経費は対象外となります。
また、その他の費用(例えば灯油、軽油など)についても同様とします。

Q②－3 他の公的制度で既に助成・補助を受けた経費について、今回支援金を申請することはできますか。

⇒ 他の補助金が交付され、又はされることとなっているエネルギー経費は交付対象経費とはなりません。

③ 支援金の交付について

Q③－1 エネルギー価格高騰緊急対策支援金が振り込まれたら連絡が来ますか。

⇒ 申請内容について審査を行い、交付要件を満たすことができた場合は、「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定兼額確定通知書」をお送りします。なお、本通知書は、交付申請書に記載の住所へ発送いたします。

また、申請に不備・不明点がありましたら電話等にて確認をさせていただく場合があります。申請書には、日中連絡が取れる方の氏名、連絡先をご記入ください。

なお、予算の範囲内において、支援金を交付いたしますので、支援金申請額の全額を交付できない場合があります。

Q③-2 申請後、どれくらいで給付されますか。

⇒ 申請書提出期限日から、交付決定兼額確定通知及び支援金の支給まで1か月以上を要します。

④ その他

Q④-1 申請に当たっての注意事項等がありますか。

⇒ 申請書等の提出期限日時までに必ず提出（不備書類含む）してください。なお、提出期限日時以降の受理（受付）は致しません。

申請書等は、睦沢町役場 2階 産業建設課産業振興班でお預かりします。なお、提出された書類の返却はしません。また、郵送での提出も可能ですが、郵送申請の場合は、配達状況の追跡が可能な簡易書留やレターパック等により睦沢町産業建設課産業振興班まで送付してください。（郵送料は申請者負担となります。）

【宛先】

〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷 1650 番地 1

睦沢町 産業建設課 産業振興班 宛

※「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金申請書類」在中と表面にご記載ください。

※郵送の場合は、提出期限日当日の消印有効となります。

Q④-2 申請書等の配布及び申請に係る相談窓口はありますか。

⇒ 申請書類は、睦沢町役場 2階 産業建設課産業振興班で配布しています。睦沢町公式HPでもダウンロードが可能です。

また、睦沢町商工会でも受け取れます。

なお、申請に係る相談は、睦沢町役場 2階 産業建設課産業振興班で受け付けます。（平日 午前8時30分から午後5時まで）

【お問合せ先】

電話：0475-44-2505 FAX：0475-44-1729

メールアドレス：sangyou@town.mutsuzawa.chiba.jp

Q④－3 この支援金は課税対象ですか。

⇒ 補助金等は税制上収入として取り扱われるため、課税対象となります。

Q④－4 社会福祉法人やNPO法人等で確定申告を実施していないのですが、当該補助金に申請はできませんか。

⇒ 法人の体系により、確定申告を実施していない場合は、決算書の写しでもよいです。